

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の概要

1 第1条関係（議案集 31～35 ページ）

改正箇所	改正内容				
別表第一	給料表の改定				
勤勉手当 (第30条)	勤勉手当の支給月数を以下のとおり改める。				
		再任用職員以外の職員		再任用職員	
		6月	12月	6月	12月
	管理職員以外の職員	0.95月 (改正なし)	1.10月 (+0.15月)	0.45月 (改正なし)	0.55月 (+0.10月)
管理職員	1.15月 (改正なし)	1.30月 (+0.15月)	0.55月 (改正なし)	0.65月 (+0.10月)	

2 第2条関係（議案集 36 ページ）

改正箇所	改正内容				
勤勉手当 (第30条)	勤勉手当の支給月数を以下のとおり改める。				
		再任用職員以外の職員		再任用職員	
		6月	12月	6月	12月
	管理職員以外の職員	1.025月 (+0.075月)	1.025月 (-0.075月)	0.50月 (+0.05月)	0.50月 (-0.05月)
管理職員	1.225月 (+0.075月)	1.225月 (-0.075月)	0.60月 (+0.05月)	0.60月 (-0.05月)	

3 施行期日等（議案集 36～37 ページ）

(1) 施行期日

令和2年1月1日。ただし、第1条の勤勉手当（第30条）の規定は公布の日、第2条の規定は令和2年4月1日。

(2) 適用日

第1条の勤勉手当（第30条）の改正は、令和元年12月1日に遡及して適用